

すまいのひろば

2025年5月発行

《発行》小笠原支庁土木課住宅担当

東京都小笠原村父島字西町

Tel.04998-2-2169

世帯の人数が変わる場合や同居人が増える場合、1ヶ月以上住宅を使用しない場合などは届出または申請が必要です

●下記の書類は「小笠原支庁」のホームページ上からもダウンロードできます。

世帯員変更届	出産、転出、死亡、氏名変更等があった場合、ご提出ください。 なお、 <u>変更内容に応じて、他にもご提出いただく書類がありますので、事前に小笠原支庁土木課住宅担当・母島出張所事務担当までご相談ください。</u>	生まれました！ 
住宅同居申請書	結婚などで同居人が増える場合や住宅を離れていた親族が同居する場合は事前に申請し、許可を受けてください。 なお、住宅使用者の世帯全員と同居させようとする方の住民票の写し（続柄が記載されたもの）も必要です。	
長期不在許可申請書	1ヶ月以上住宅を使用しない際は事前に申請し、許可を受けてください。	旅行を兼ねてしばらく内地に行ってきます 
長期不在 帰宅届	上記の方が帰宅された際、ご提出ください。	
住宅模様替え・増築・住宅敷地内工作物設置申請書	エアコン等の工作物を設置する際や模様替えをする際は事前に申請し、許可を受けてください。	
住宅返還届	退去される15日前までにご提出ください	

○このほか、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

小笠原支庁土木課住宅担当 04998-2-2169

母島出張所事務担当 04998-3-2121

ふすま・畳は正しく保管してください

都営住宅内のふすまや畳を都営住宅附属の倉庫に保管されている方がいるため、倉庫内の有効利用ができない。また、虫が湧く可能性があるなど衛生上も好ましくないという苦情があります。このことについて、支庁としての取扱いをお知らせします。

ふすまや畳は、都営住宅の備品です（下駄箱等と同様）。よって原則は自宅で適切に使用していただく必要があります。

退居時にふすま等が部屋に無い場合や、適切な管理がされておらず（袋等に入れずに倉庫に放置するなど）に痛みが激しい場合には、**住宅保証金の還付される金額が減る可能性があります。**

使わないから倉庫に保管したいという場合は、保管者が分かるようにした上で、保管用の袋に入れるなどして傷まないように管理をお願いします。また、置き場所については、自治会役員と事前に打ち合わせるようにお願いいたします。



○小笠原住宅は収益を目的とした一般的な賃貸住宅とは大きく異なり、都民全体の大切な財産です。このため、さまざまなルールをお守りいただく必要がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。